

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

平成30年12月7日（金）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

平成30年度第9回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 平成30年12月7日(金)午後3時00分から午後4時45分

開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について
- (4) 議案第4号 農地中間管理機構事業(農地集積計画)に係る意見決定について
- (5) 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届(市街化区域)について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 川端 哲男 | 2番 河北安之助 | 3番 磯部 一輝 |
| 4番 堀川 眞助 | 5番 本田 和寛 | 6番 内藤 文紀 |
| 7番 宮村 澄考 | 8番 可村 岸雄 | 9番 坂本 里美 |

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(8人)

| | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 鍋島 敬一 | 2番 坂本 哲也 | 3番 上田 幹雄 |
| 4番 新川 栄二 | 5番 大竹 計理 | 6番 欠席 |
| 7番 紫藤 淳 | 8番 古庄 隆光 | 9番 渡邊 幸伸 |

(2) 欠席委員(1人)

6番 山下 芳廣

4 農業委員会事務局職員

事務局長 鍋島 二郎

事務局員 荒木 博光

農地集積専門員 高山 勇

平成30年度第9回菊陽町農業委員会会議録
議事の経過

-----○-----

開会 午後3時00分

事務局 それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。
本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数9名中8名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。
それでは、会長に挨拶をお願いします。

会長 <あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。
委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

事務局 会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、議長よろしくをお願いします。

議長 それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。
議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、いかがいたしましょうか。

「議長一任」

ただ今、「議長一任」との声がありましたので、私の方で、指名させていただきます。

それでは、議事録署名人に8番 可村委員 9番 坂本委員にお願いします。

本日の会議書記に事務局職員の荒木さんを指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。
不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。
なお、本案件は昨年12月の申請案件ですが、申請者の有する農地が管理

不足であったことや申請者本人が耕作できるか否かについて疑義が生じ、保留していた案件です。前回の審査において、管理不足の農地を含む本町にある農地について、耕作を行えるかどうか営農状況を見極める旨を確認し、申請者に伝えた上で保留という形をとっておりました。約一年が経過し今回改めて再審査を行うこととなりました。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：曲手字西原494番

地目：畑 面積：2,767㎡

申請理由については、所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を11月30日（金）に実施しています。お手元に配布しています。「現地調査写真」のP1～P4をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取、地元の農業委員でありあります川端農業委員及び坂本推進委員と現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。前回の申請時における所有農地の状況については、耕作放棄地と見受けられる状況でした。今回の現地調査においては、本町に所有する全農地については、管理・耕作されておられました。

次に権利を取得するものが取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、申請者は車いすを利用されており、一人で所有する全農地を耕作することは難しいものの、社会福祉法人の従業員や障害者施設の利用者とともに管理する旨をおっしゃっておられます。また、後継者として娘の方が営農に従事する旨の誓約書も提出されておられます。取得後は主にかぼちゃや甘藷を作付されるということです。

次に権利取得するものの、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人の世帯の経営規模をみますと、本町の耕作面積が12,938㎡、山鹿市の耕作面積が10,819㎡でありますので下限面積を満たしております。

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も同様な使用をされることから、周辺農地への影響はないものと思われれます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。また、現地調査の際に本人に対してもその旨確認しております。

また、申請農地は集落営農、経営体による面的にまとまった農地ではないこと、他の農業者の農業用水利が阻害されるような権利取得ではないこと。

無農薬や減農薬での付加価値の高い作物の栽培に取り組まれている地域

でないこと。

集落が一体となって特定品目を生産している地域でないこと。

以上申請地の場所、規模からみて周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

1 番推進委員

第1号議案の番号1について、1番委員が説明します。

申請者に関しては、事務局の説明のとおりです。

今回の経緯については、事前に事務局と前任の農業委員にも話を聞き、私も何度も農地を見に行きました。昨年度は荒れていた農地も今は管理されており、大麦若葉や大根などの野菜を作付されておられました。

現地調査の際も、申請地を含む他の農地についても管理がされており、申請人の後継者である娘の方も同席されておられました。

申請者に対し、仮に農地を取得した際には、農地を荒らすことなく管理を継続し地域との調和についてもお願いをしたところです。皆様のご審議をお願いいたします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか。

9 番委員

昨年は、耕作放棄地と思われる農地があったりと、本人が耕作できるのか判断がつかないということもありましたが、今回はやる気を見せられたようですね。しかし、今回の売買金額が町内の農地売買に影響を与えないか心配です。

3 番委員

所有権移転後何か転用し建物等を建てるつもりなのか。

事務局

当該地は農振農用地であり農地として保全する場所ですので、簡単には転用できる場所ではありません。もし将来の転用が目的であるなら投資目的となり、耕作目的ではないので許可は難しいのですが。

7 番委員

農機具等はどうですか。

事務局

前回確認しましたが、山鹿からトラックに載せて持ってこられているようです。農機具は保有されておられました。

議長

保留していた間に荒れたところを解消されており不許可はできないのではないかと。他に意見はありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第1号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって議案第1号の番号1は、「許可相当」として意見決定とします。但し、自作地を荒らしていた事実があり、今後山鹿から通作が本当にできるのか等の懸念もあるため、条件を付すべきと考えますが、どうでしょうか。

委員 賛同の声

1番委員 今後も所有地については、耕作及び管理をするとともに、地元の方との調和は必要だと考えます。

議長 いかがですか。

委員 賛同の声

議長 では、本案件については、1番委が言われました条件を付し許可としたいと思います。なお、文言等については、事務局でお願いします。次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第5条は、権利移動の伴う転用でございます。番号1について説明します。転用者は議案書のとおりです。申請地：原水字中尾上2941番1 外1筆
地目：畑
転用面積：合計723㎡
転用目的は、資材置場です。権利は、所有権の移転です。この議案につきましては、現地調査を11月30日（金）に実施していません。詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP5～P7をご覧ください。配布しております農地転用許可申請に係る実質審査表の第4条、5条（赤ラベル）をお開きください。許可基準に照らした結果について説明します。
1 農地転用許可基準に基づく検討状況
1) 立地基準について
農地区分は第2種農地と判断しました。
(10ha以上の広がりが無い小集団の農地)
次に、一般基準について、検討を行いました。一般基準は検討する事項として「1の資力及び信用」から「10の法令協議」まで該当あるところについて検討を行い特に不相当となる項目はあり

ませんでした。

当該農地は、周辺に10ha以上の広がりがない小集団の農地で第2種農地と判断しております。第2種農地は代替地の検討を行うことを条件に、原則転用可となっております。本申請にあたり、農地以外の候補地を検討されましたが、適当な用地が見つからなかったため、本申請があっております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

議長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

5番委員

第2号議案の番号1について、7番推進委員が説明します。

本申請地は、周辺に農地の広がりがない小集団の農地です。また、基盤整備事業等も行われておらず、優良農地とは言い難い農地です。転用目的は資材置場であり、高い建物等も建たないため周辺農地への影響はないと思われまます。よろしくご審議をお願いします。

議長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

ありませんか。

8番委員

場所は、写真の荒れているところの隣ですか。

事務局

いや、荒れているところが申請地です。

8番委員

この辺りは、営農はあまりされていないとことですよ。

議長

その通りです。

他にありませんか。

無いようですので、採決を行います。

第2号議案の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による意見決定について」を議題とします。

事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第18条第1項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。

町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より平成30年12月5日付けで農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書をご覧ください。

今月は、1の利用権設定が24件の43筆で合計面積87,507㎡、2の所有権移転が2件の4筆で合計面積4,017㎡です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

2番推進委員 番号3ですが、譲受人と譲渡人が逆ではないですか。

事務局 ご指摘のとおりです。申し訳ございませんが修正をお願いします。

議長 よろしいですか。
確認が終わったようですので、採決を行います。
第3号議案の1の利用権設定及び2の所有権移転についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、議案第4号「中間管理機構事業（農用地利用集積計画）について」を議題とします。
事務局より議案朗読並びに説明をお願いします。

事務局 菊陽町長より平成30年12月5日付けで、農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画について意見決定を求められています。議案書のとおり譲受人は熊本県農業公社（農地中間管理機構）となっており、案件は1件の1筆で合計面積3,167㎡です。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

議長 よろしいですか。
－ 同 意 の 声 －
確認が終わったようですので、採決を行います。
第4号議案の農地中間管理機構事業の農用地利用集積計画についての意見決定は、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の方の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。
次に、報告第1号について事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第1号について、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出（市街化区域）であります。件数は4件で申請地、転用目的は議案書に記載のとおりです。添付書類も含めて完備してありましたので、申請書類を受理しました。

議長 ただいまの報告第1号について、質疑はありませんか。
よろしいですか。
特に無いようですので、以上で報告第1号を終わります。
議案審議並びに報告事項は、終了しました。
以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。